# カーボンフットプリント製品種別基準(CFP-PCR)

(認定 CFP-PCR 番号: PA-DC-01)

対象製品:電子体温計(抵抗体温計)

2012 年 9 月 26 日 認定 2017 年 9 月 26 日 更新

## カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム

- ※認定CFP-PCRの有効期限は2020年3月31日までとする。
- ※このCFP-PCRに記載されている内容は、カーボンフットプリントコミュニケーションプログラムにおいて、関係 事業者等を交えた議論の結果として、CFP-PCR改正の手続を経ることで適宜変更および修正することが可 能である。

### "電子体温計(抵抗体温計)"

## Carbon Footprint of Products- Product Category Rule of

"Electronic thermometer (resistance thermometer)"

本文書は、社団法人産業環境管理協会が運営管理する「カーボンフットプリントコミュニケーションプログラム」(CFP プログラム)において、「電子体温計(抵抗体温計)」を対象とした CFP の算定・宣言のルールについて定める。

CFP の算定・宣言を行おうとする事業者等は、本文書および「カーボンフットプリント算定・宣言に関する要求事項」に基づいて、CFP の算定・宣言を行う。

No.	項目	内容
1	適用範囲	この CFP-PCR は、CFP プログラムにおいて「電子体温計(抵抗体温計)」を対象 とする CFP 算定および CFP 宣言に関する規則、要求事項および指示事項であ る。 なお、対象製品の関係法令に抵触する内容については、法令順守を優先す る。
2	対象とする製品種別の定義	<u>.</u>
2-1	製品種別	・電子体温計とは、熱伝導の原理に基づいて感温素子により温度を検出し、最高温度保持機能を有し、人の体温を測定してデジタル表示することのできる製品である。 ・次の法的規制事項を満たしている電子体温計をこの CFP-PCR の対象とする。 ①計量法における抵抗体温計として検定に合格していること ②薬事法における医療機器の製造販売承認を取得していること ・この CFP-PCR の対象とする「電子体温計」とは、次の①~③の用途がある。 ①一般家庭用(民生用) ②病院用(業務用) ③婦人用 ・これらにおいて、さらに次の①~③に示すような機能上および構造上の分類がある。 ①測温方式による種類:予測式および/または実測式 ②構造による種類:測温部一体型および測温部分離型 ③内部電源の種類:交換式および非交換式 次のいずれかに該当する製品はこの CFP-PCR の対象外とする。 ・赤外線の検出によって温度を測定する耳赤外線体温計 ・内部電源を用いず外部からの交流電源により駆動するもの ・皮膚温を測定するもの
2-2	機能	人の体温を測定してデジタル表示する機能
2-3	算定単位 (機能単位)	1製品、5年間における機能の提供(使用期間は5年間を想定)ただし、内部電源が非交換式の場合で、かつ、電子体温計の製品寿命が5年未満の場合は、5年間の代わりに製品寿命を機能単位とする。
2-4	対象とする構成要素	次の要素を含むものとする。 ・本体(中身および容器包装)、付属品 容器包装(個装箱および個装箱内のもの)は、提供先の手元にわたるものと する。  付属品(取扱説明書、添付文書および収納ケース(ただし、ある場合)) は、提供先の手元にわたるものとし、常時、添付または同梱されるものとする。

		・交換用の内部電源
		・各ライフサイクル段階で使用される輸送用資材(中間箱、出荷箱等)、および
		副資材
3	引用規格および引用	現段階(2012年7月)で引用する CFP-PCR はない。
	CFP-PCR	
4	用語および定義	①想定使用期間
		製品のライフサイクルにおける GHG 排出量の算定にあたり、使用・維持管理 段階の負荷を計上する期間。内部電源が交換式の場合は 5 年間、非交換式 の場合は 5 年間を基本とするが、製品寿命が 5 年未満の場合は製品寿命と する。 ②感温素子
		温度を電気量に変換できるものであり、将来的には水晶振動子、白金抵 抗体、または全く新しい原理による感温素子も考えられるが、現在の電 子体温計ではサーミスタが一般的である。 ③内部電源
		電子体温計を駆動するものであり、将来的には太陽電池、二次電池等も 考えられるが、現在の電子体温計では一次電池(以下、単に「電池」と いう場合がある)が一般的である。 ④交換式/非交換式
		非交換式は、内部電源が交換できない構造および仕様の電子体温計をい う。その内部電源が消耗して電子体温計の動作が出来なくなった時をそ の電子体温計の製品寿命とする。交換式は逆に内部電源が交換できる構 造および仕様の電子体温計をいい、内部電源が消耗した場合これを交換 して引き続きその電子体温計を使用することが可能なものである。
_	制用システル(デーカの回	生然田
5	製品システム(データの収制リシステム(データの	
5 5-1	製品システム(データの	次のライフサイクル段階を対象とする。
		次のライフサイクル段階を対象とする。 ・原材料調達段階
	製品システム(データの	次のライフサイクル段階を対象とする。 ・原材料調達段階 ・生産段階
	製品システム(データの	次のライフサイクル段階を対象とする。 ・原材料調達段階 ・生産段階 ・流通段階
	製品システム(データの	次のライフサイクル段階を対象とする。 ・原材料調達段階 ・生産段階 ・流通段階 ・使用・維持管理段階
	製品システム(データの	次のライフサイクル段階を対象とする。 ・原材料調達段階 ・生産段階 ・流通段階
	製品システム(データの	次のライフサイクル段階を対象とする。 ・原材料調達段階 ・生産段階 ・流通段階 ・使用・維持管理段階 ・廃棄・リサイクル段階
	製品システム(データの	次のライフサイクル段階を対象とする。 ・原材料調達段階 ・生産段階 ・流通段階 ・使用・維持管理段階 ・廃棄・リサイクル段階  ただし、原材料調達段階と生産段階でデータを個別に収集することが困難なプ
	製品システム(データの	次のライフサイクル段階を対象とする。 ・原材料調達段階 ・生産段階 ・流通段階 ・使用・維持管理段階 ・廃棄・リサイクル段階
5-1	製品システム(データの収集範囲)	次のライフサイクル段階を対象とする。 ・原材料調達段階 ・生産段階 ・流通段階 ・使用・維持管理段階 ・廃棄・リサイクル段階  ただし、原材料調達段階と生産段階でデータを個別に収集することが困難なプロセスは、いずれかの段階にまとめて計上してもよい。
5-1	製品システム(データの収集範囲)	次のライフサイクル段階を対象とする。 ・原材料調達段階 ・生産段階 ・流通段階 ・使用・維持管理段階 ・廃棄・リサイクル段階  ただし、原材料調達段階と生産段階でデータを個別に収集することが困難なプロセスは、いずれかの段階にまとめて計上してもよい。 【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】
5-1	製品システム(データの収集範囲)	次のライフサイクル段階を対象とする。 ・原材料調達段階 ・生産段階 ・流通段階 ・使用・維持管理段階 ・廃棄・リサイクル段階  ただし、原材料調達段階と生産段階でデータを個別に収集することが困難なプロセスは、いずれかの段階にまとめて計上してもよい。  【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】 ・製品を生産する設備などの資本財の使用時以外の負荷
5-1	製品システム(データの収集範囲)	次のライフサイクル段階を対象とする。 ・原材料調達段階 ・生産段階 ・流通段階 ・使用・維持管理段階 ・廃棄・リサイクル段階  ただし、原材料調達段階と生産段階でデータを個別に収集することが困難なプロセスは、いずれかの段階にまとめて計上してもよい。 【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】 ・製品を生産する設備などの資本財の使用時以外の負荷 ・生産工場などの建設に係る負荷
5-1	製品システム(データの収集範囲)	次のライフサイクル段階を対象とする。 ・原材料調達段階 ・生産段階 ・流通段階 ・使用・維持管理段階 ・廃棄・リサイクル段階  ただし、原材料調達段階と生産段階でデータを個別に収集することが困難なプロセスは、いずれかの段階にまとめて計上してもよい。  【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】 ・製品を生産する設備などの資本財の使用時以外の負荷 ・生産工場などの建設に係る負荷 ・複数年使用する資材の負荷
5-1	製品システム(データの収集範囲)	次のライフサイクル段階を対象とする。 ・原材料調達段階 ・生産段階 ・流通段階 ・使用・維持管理段階 ・廃棄・リサイクル段階  ただし、原材料調達段階と生産段階でデータを個別に収集することが困難なプロセスは、いずれかの段階にまとめて計上してもよい。  【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】 ・製品を生産する設備などの資本財の使用時以外の負荷 ・生産工場などの建設に係る負荷 ・複数年使用する資材の負荷 ・投入物を外部から調達する際に使用される容器包装や輸送資材の負荷
5-1	製品システム(データの収集範囲)	次のライフサイクル段階を対象とする。 ・原材料調達段階 ・生産段階 ・流通段階 ・使用・維持管理段階 ・廃棄・リサイクル段階  ただし、原材料調達段階と生産段階でデータを個別に収集することが困難なプロセスは、いずれかの段階にまとめて計上してもよい。 【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】 ・製品を生産する設備などの資本財の使用時以外の負荷 ・生産工場などの建設に係る負荷 ・複数年使用する資材の負荷 ・投入物を外部から調達する際に使用される容器包装や輸送資材の負荷 ・副資材のうち、マスク、軍手等の汎用的なものの負荷
5-1	製品システム(データの収集範囲)	次のライフサイクル段階を対象とする。 ・原材料調達段階 ・生産段階 ・流通段階 ・使用・維持管理段階 ・廃棄・リサイクル段階  ただし、原材料調達段階と生産段階でデータを個別に収集することが困難なプロセスは、いずれかの段階にまとめて計上してもよい。 【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】 ・製品を生産する設備などの資本財の使用時以外の負荷 ・生産工場などの建設に係る負荷 ・複数年使用する資材の負荷 ・投入物を外部から調達する際に使用される容器包装や輸送資材の負荷 ・副資材のうち、マスク、軍手等の汎用的なものの負荷 ・事務部門や研究部門などの間接部門に係る負荷
5-1	製品システム(データの収集範囲)	次のライフサイクル段階を対象とする。 ・原材料調達段階 ・生産段階 ・流通段階 ・使用・維持管理段階 ・廃棄・リサイクル段階  ただし、原材料調達段階と生産段階でデータを個別に収集することが困難なプロセスは、いずれかの段階にまとめて計上してもよい。  【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】 ・製品を生産する設備などの資本財の使用時以外の負荷・生産工場などの建設に係る負荷・複数年使用する資材の負荷 ・投入物を外部から調達する際に使用される容器包装や輸送資材の負荷・副資材のうち、マスク、軍手等の汎用的なものの負荷・事務部門や研究部門などの間接部門に係る負荷・土地利用変化に係る負荷・製品輸送時の輸送経由地(各配送センター、代理店等)の倉庫管理プロセスおよび販売プロセス
5-1	製品システム(データの収集範囲)	次のライフサイクル段階を対象とする。 ・原材料調達段階 ・生産段階 ・流通段階 ・使用・維持管理段階 ・廃棄・リサイクル段階  ただし、原材料調達段階と生産段階でデータを個別に収集することが困難なプロセスは、いずれかの段階にまとめて計上してもよい。 【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】 ・製品を生産する設備などの資本財の使用時以外の負荷 ・生産工場などの建設に係る負荷 ・複数年使用する資材の負荷 ・投入物を外部から調達する際に使用される容器包装や輸送資材の負荷 ・副資材のうち、マスク、軍手等の汎用的なものの負荷 ・事務部門や研究部門などの間接部門に係る負荷 ・土地利用変化に係る負荷 ・製品輸送時の輸送経由地(各配送センター、代理店等)の倉庫管理プロセスおよび販売プロセス
5-1	製品システム(データの収集範囲) カットオフ基準およびカットオフ対象	次のライフサイクル段階を対象とする。 ・原材料調達段階 ・生産段階 ・流通段階 ・使用・維持管理段階 ・廃棄・リサイクル段階  ただし、原材料調達段階と生産段階でデータを個別に収集することが困難なプロセスは、いずれかの段階にまとめて計上してもよい。 【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】 ・製品を生産する設備などの資本財の使用時以外の負荷 ・生産工場などの建設に係る負荷 ・複数年使用する資材の負荷 ・投入物を外部から調達する際に使用される容器包装や輸送資材の負荷 ・副資材のうち、マスク、軍手等の汎用的なものの負荷 ・事務部門や研究部門などの間接部門に係る負荷 ・土地利用変化に係る負荷 ・地利用変化に係る負荷 ・製品輸送時の輸送経由地(各配送センター、代理店等)の倉庫管理プロセスおよび販売プロセス 【カットオフ基準の特例】 特に規定しない。
5-1	製品システム(データの収集範囲)	次のライフサイクル段階を対象とする。 ・原材料調達段階 ・生産段階 ・流通段階 ・使用・維持管理段階 ・廃棄・リサイクル段階  ただし、原材料調達段階と生産段階でデータを個別に収集することが困難なプロセスは、いずれかの段階にまとめて計上してもよい。 【カットオフ対象とする段階、プロセスおよびフロー】 ・製品を生産する設備などの資本財の使用時以外の負荷 ・生産工場などの建設に係る負荷 ・複数年使用する資材の負荷 ・投入物を外部から調達する際に使用される容器包装や輸送資材の負荷 ・副資材のうち、マスク、軍手等の汎用的なものの負荷 ・事務部門や研究部門などの間接部門に係る負荷 ・土地利用変化に係る負荷 ・製品輸送時の輸送経由地(各配送センター、代理店等)の倉庫管理プロセスおよび販売プロセス

	ライフサイクルフロー図を作成しなければならない。				
6	全段階に共通して適用す	全段階に共通して適用する CFP 算定方法			
6-1	一次データの収集範囲	一次データの収集範囲は(7-2)、(8-2)、(9-2)、(10-2)および(11-2)に記載する。			
		なお、一次データの収集範囲外のデータ収	2集項目につ	いても、必要に応じて一	
		次データを収集してよい。			
6-2	一次データの品質	特に規定しない。			
6-3	一次データの収集方法	特に規定しない。			
6-4	二次データの品質	特に規定しない。	特に規定しない。		
6-5	二次データの収集方法	特に規定しない。			
6-6	配分	【配分基準に関する規定】			
		特に規定しない。			
		【配分の回避に関する規定】			
		特に規定しない。			
		【配分の対象に関する規定】			
		特に規定しない。			
6-7	シナリオ	【輸送に関するデータ収集】			
		輸送量(または燃料使用量)に関して一次	データの収集	<b>ミが困難な場合、および</b>	
		各段階でシナリオを設定していない場合は	、附属書 B(	規定)のシナリオを使用	
		しなければならない。			
		【廃棄物等の取扱い】			
		処理方法について一次データの収集が困難な場合、および各段階でシナリオ			
		を設定していない場合、紙類やプラスチックのように焼却できるものはすべて焼			
		却処理とし、金属のように焼却できないもの	はすべて埋立	立処理として算定する。	
6-8	その他	特に規定しない。			
7	<u>│</u> │原材料調達段階に適用す	る項目			
7-1	データ収集範囲に含ま	① 「部品」の製造および輸送に係るプロセス			
, 1	れるプロセス	② 「容器包装」、「付属品」の製造および輸送に係るプロセス			
	4000	② 「谷碕也表」、「竹属町」の祭垣やよび棚広に休るノロビへ			
7-2	データ収集項目	│ │次表に示すデータ項目を収集する。			
-	/ / / / / / / / / / / / / / / / / / /				
		   ①「部品」の製造および輸送に係るプロセス	ζ.		
			活動量	活動量に乗じる	
		活動量の項目名	の区分	原単位の項目名	
		「感温素子(サーミスタ等)、感温部キ			
		ャップ、電極部品(正負電極、ブザー			
		電極)、本体筐体、左記を除く部品(電	一次	「各部品」	
		池含む)」		製造原単位	
		製品生産サイトへの投入量			
		「感温素子 (サーミスタ等)、感温部キ			
		ャップ、電極部品(正負電極、ブザー			
		電極)、本体筐体、左記を除く部品(電	<b>№</b> 1	「各輸送手段」	
		池含む)」	<b>※</b> 1	輸送原単位	
		製品生産サイトへの輸送量(または燃料			
		使用量)			
		②「容器包装」、「付属品」の製造および輸送	送に係るプロ <sup>・</sup>	セス	

		江動具の百日々	活動量	活動量に乗じる
		活動量の項目名	の区分	原単位の項目名
		「容器包装」		「容器包装」
		「付属品」	一次	「付属品」
		製品生産サイトへの投入量		製造原単位
		「容器包装」		
		「付属品」	Ne/ .	「各輸送手段」
		製品生産サイトへの輸送量(または燃料	<b>※</b> 1	輸送原単位
		使用量)		
			1	
		※1 次の項目を一次データとして収集する	Do	
		[燃料法の場合]		
		・輸送手段ごとの「燃料使用量」		
		[燃費法の場合]		
		・輸送手段ごとの「燃費」		
		・輸送手段ごとの「輸送距離」		
		[トンキロ法の場合]		
		・輸送手段ごとの「輸送重量」		
		神色「秋こと・グ・神色玉玉」		
		一部の電子部品は社内で製造する場合が	ぶあみものの '	電子部品の多くけ社外
		から調達する場合が多いため、電子部品の	,	_ , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
		の収集範囲に含めない。ただし、電子部品		
		大きいため、出来る限り一次データを収集		
		CONTROL HANDED TO TEXT	りのことが主み	.CV 10
7-3	一次データの収集方法	特に規定しない。		
, 3	および収集条件	191-790/201811		
7-4	シナリオ	特に規定しない。		
7-5	その他	特に規定しない。		
8	生産段階に適用する項目	141-7902-0-01		
8-1	データ収集範囲に含ま	①電子体温計製造(組立、自社検定、包装)プロセス		
	れるプロセス			
8-2	データ収集項目	次表に示すデータ項目を収集する。		
		①電子体温計製造(組立、自社検定、包	]装)プロセス	
		江科具の頂口友	活動量	活動量に乗じる
		活動量の項目名	の区分	原単位の項目名
		[-de-		「水」
		「水」		「燃料」
		「燃料」	一次	「電力」
		[電力]		製造と供給および
		製品生産プロセスへの投入量		使用原単位
		「副資材(組立、自社検定、包装等に		
			— <i>?</i> ⁄⊼	「各副資材」
		製品生産プロセスへの投入量		製造原単位
		「副資材(組立、自社検定、包装等に		
		係る薬品類や輸送用資材)」		「各輸送手段」
		製品生産サイトへの輸送量(または燃	<b>※</b> 1	輸送原単位
		料使用量)		
		「廃棄物等」		
		2021C h4 4 3		

		「廃水」 ※2		
		ツ1 松光星(ナなけ焼むは田星) については 7.2 に順子で		
		※1 輸送量(または燃料使用量)については、7-2 に順ずる。		
		NACE CONTROLL FOR THE LANGE TO THE LANGE TO THE PARTY OF		
		※2 廃棄物等および廃水に関するデータ収集項目		
		活動量の項目名 活動量に乗じる の区分 原単位の項目名		
		「廃棄物等」	一次	「各処理方法」
		「廃水」   処理方法ごとの排出量	またはシナリオ	処理原単位
		「廃棄物等」 各処理施設への輸送量(または燃料使	<b>*</b> 1	「各輸送手段」
		用量)	一次	「各化石資源由来
		「廃棄物等のうちの化石資源由来成分」	または	成分」
		焼却処理の量	シナリオ	燃焼原単位
		「廃棄物等のうち生分解性の有機物成   分」	一次または	「各有機物成分」
		埋立処理の量	シナリオ	嫌気性分解原単位
		※1 輸送量(または燃料使用量)については、7-2 に順ずる。		
		【配分のために収集する一次データ収集項目】		
		・「本体の中身」の生産量		
		・「共製品」の生産量		
8-3	一次データの収集方法 および収集条件	特に規定しない。		
8-4	シナリオ	特に規定しない。		
8-5 9	その他 流通段階に適用する項目	特に規定しない。		
9-1	データ収集範囲に含ま	①「出荷品」の輸送プロセス		
	れるプロセス			
9-2	データ収集項目	次表に示すデータ項目を収集する。		
		①「出荷品」の輸送プロセス		
		活動量の項目名	活動量	活動量に乗じる
		「出荷品」	の区分	原単位の項目名 「輸送手段」
		「山间町」     輸送量(または燃料使用量)	<b>※</b> 1	輸送原単位
		「廃棄物等(流通段階で廃棄される輸送用資材)」		
		<b>*</b> 2		
		   ※1 輸送量(または燃料使用量)について	は、7-2 に順	ずる。
		※2 廃棄物等および廃水については、8		

9-3	一次データの収集方法 および収集条件	特に規定しない。		
9-4	シナリオ	特に規定しない。		
9-5	その他	特に規定しない。		
10	使用・維持管理段階に適			
10-1	データ収集範囲に含まれるプロセス	①電子体温計の使用(検温)プロセス  ・内部電源が交換式の場合 (10-2)から(10-5)に基づき、想定使用期間における消耗品(交換電池)の投入量を計上する  ・内部電源が非交換式の場合		
10-2	データ収集項目	収集するデータは無い 次表に示すデータ項目を収集する。 ①電子体温計の使用(検温)プロセス		
		活動量の項目名	活動量	活動量に乗じる
		伯س単の境日泊	の区分	原単位の項目名
		「消耗品(交換電池)」 想定使用期間(5 年間)における投入量 (個数)	シナリオ	「消耗品」 製造原単位
		「消耗品(交換電池)」 生産サイトから使用者までの輸送量(または燃料使用量)	<b>※</b> 1	「輸送手段」 輸送原単位
10-3	一次データの収集方法	※1 輸送量(または燃料使用量)についてに 特に規定しない。	は、7-2 に順す	<b></b>
	および収集条件			
10-4	シナリオ	【交換電池の投入量に関する規定】 交換電池の投入量を算定する場合は、以下のシナリオに基づき、製品ごとに算 定する。まず、5 年間での電子体温計の使用電力量を推計し、その電力量を賄 うのに必要な交換電池の個数を計上する。ただし、個数については整数で表す (端数は切り上げる)。 5 年間での電子体温計の使用電力量は次式によって算出する。 (その体温計の動作電流)×(1 回の検温の時間)×(使用回数)=(使用電気量) (その体温計の動作電流)および(1 回の検温の時間)については、予測式と実 測式の両方の機能を持つ体温計の場合は、予測式で使用することを前提として 算定する。 (使用回数)は用途別に次の値を用いる。 ①一般家庭用および病院用の場合:5,475(回) 計算式: 5,475(回)=1 日 3 回×365 日×5 年 使用(検温)する ②婦人用(一体型および分離型):1,825(回) 計算式: 1,825(回)=1 日 1 回×365 日×5 年 使用(検温)する		

使用シナリオ設定に関する考え方(参考)

・ユーザーによって電子体温計の使用条件は多岐にわたるため、平均的な使用 実態を示す客観的な資料は存在しない。そのため、代表的と思われる使用条 件で算定することとし、算定に用いた使用条件を追加情報として表示すること で消費者の誤認を避けることとする。

【内部電源が非交換式の製品における想定使用期間の算定に関する規定】 前述の交換電池の投入量に関する規定に基づき、想定使用期間を算定する。 想定使用期間が 5 年未満の場合の CFP 宣言の方法については(12-1)追加情報を参照する。

10-5 その他 特に規定しない。

### 11 廃棄・リサイクル段階に適用する項目

- 11-1 データ収集範囲に含まれるプロセス
- データ収集範囲に含ま ①「使用済み製品」の廃棄・リサイクルプロセス
  - ②「廃容器包装、付属品」の廃棄・リサイクルプロセス
- 11-2 データ収集項目

次表に示すデータ項目を収集する。

①「使用済み製品」の廃棄・リサイクルプロセス

活動量の項目名	活動量 の区分	活動量に乗じる 原単位の項目名
「使用済み製品(電子体温計本体+ 追加した交換電池)」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 原単位
「使用済み製品」 各処理施設への輸送量(または燃料 使用量)	<b>※</b> 1	「各輸送手段」 原単位
「使用済み製品のうち化石資源由来	一次	「各化石資源由来成
成分」	または	分燒却」
焼却処理の量	シナリオ	原単位

②「廃容器包装、付属品」の廃棄・リサイクルプロセス

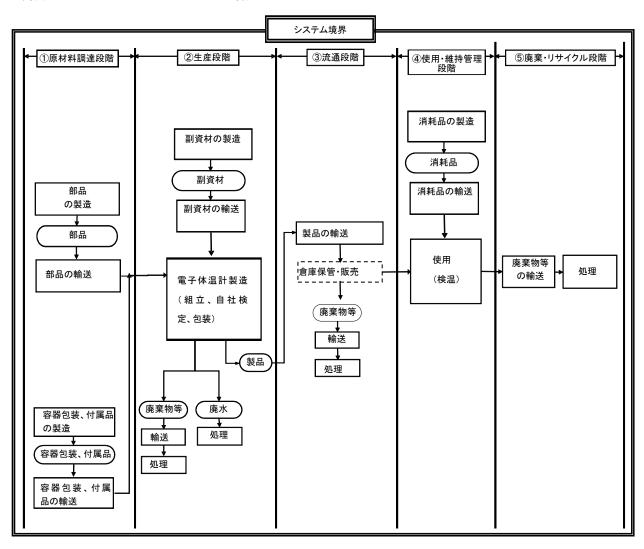
活動量の項目名	活動量 の区分	活動量に乗じる 原単位の項目名
「廃容器包装、付属品」 処理方法ごとの排出量	一次 または シナリオ	「各処理方法」 処理原単位
「廃容器包装、付属品」 各処理施設への輸送量(または燃料 使用量)	<b>※</b> 1	「各輸送手段」 原単位
「廃容器包装、付属品のうち化石資源 由来成分」 焼却処理の量	一次 または シナリオ	「各化石資源由来成 分焼却」 原単位

- ※1 輸送量(または燃料使用量)については、7-2 に順ずる。
- ・製品の構成部材の質量比(金属、プラスチック、紙類、その他の4分類)は使用済み製品の処理方法を特定するために必要なため、一次データの収集範囲とする。

11-3 一次データの収集方法 交換する前の電池 (購入時に付属している) については電子体温計本体の

	および収集条件	質量に含めるものとする。
11-4	シナリオ	【「使用済み製品」の廃棄処理シナリオに関する規定】 廃棄物等の処理方法割合については、次のシナリオを使用する。 ・100%破砕処理の後、製品の構成部材毎に、紙類やプラスチックのように焼却 できるものはすべて焼却処理とし、金属のように焼却できないものはすべて埋 立処理として算定する。
11-5	その他	特に規定しない。
12	CFP 宣言方法	
12-1	追加情報	【必須表示内容の規定】 製品の使用時の算定条件を表示しなければならない。 以下に記入例を記す。 ・一般家庭用および病院用の場合 「1日3回5年間使用した場合」 ・婦人用の場合 「1日1回5年間使用した場合」 なお、内部電源が非交換式の場合で、かつ電子体温計の想定使用期間が5年未満の場合は、5年間の代わりに想定使用期間を表示しなければならない。
12-2	登録情報	特に規定しない。
12-3	その他	・数値表示を行う場合、数値表示の単位は機能単位を原則とする。

附属書 A: ライフサイクルフロ一図 (規定)



※全てのエネルギーおよび水の供給と使用に係るプロセスはフロー図から省略

※このフロー図は一般的な電子体温計のライフサイクルの概要を示した。特定の製品の CFP 算定にあたっては、不要なプロセスを省略する等、実際に利用しているプロセスに沿って算定すること



#### 附属書 B:輸送シナリオ (規定)

一次データが得られない場合の輸送シナリオを次に示す。

#### B1. 輸送距離

・ 市内もしくは近隣市間に閉じることが確実な輸送の場合:50km

・ 県内に閉じることが確実な輸送の場合:100 km ・ 県間輸送の可能性がある輸送の場合:500 km ・ 特定地域に限定されない場合(国内):1,000 km

・ 海外における陸送距離:500 km

・ 港→港:港間の航行距離

#### B2. 輸送手段および積載率

ライフサイクル段階 設定シナリオ		定シナリオ
原材料調達段階、	輸送が陸運のみの場合	<輸送手段> 4 トントラック
原材料調達輸送		<積 載 率> 62%
	輸送に海運が伴う場合	<輸送手段> 4 トントラック
	(輸入先国内輸送、生産サイト→港)	<積 載 率> 62%
	輸送に海運が伴う場合	<輸送手段> コンテナ船(<4,000 TEU)
	(国際間輸送、港→港)	
	輸送に海運が伴う場合	<輸送手段> 4 トントラック
	(国内輸送、港→納入先)	<積 載 率> 62%
生産段階	サイト間輸送	<輸送手段> 2 トントラック
サイト間輸送		<積 載 率> 58%
副資材調達輸送	副資材調達輸送	原材料調達段階と同じ
廃棄物輸送	廃棄物輸送	<輸送手段> 2トントラック
	(生産サイト→処理施設)	<積 載 率> 58%
流通段階	生産地が海外の場合	<輸送手段> 4 トントラック
製品輸送	(生産サイト→生産国の港)	<積 載 率> 62%
廃棄物輸送	生産地が海外の場合	<輸送手段> コンテナ船(<4,000 TEU)
	(生産国の港→国内の港)	
	生産地が海外の場合	<輸送手段> 4 トントラック
	(国内の港→店舗等)	<積 載 率> 62%
	生産地が国内の場合	<輸送手段> 4 トントラック
	(生産サイト→店舗等)	<積 載 率> 62%
	廃棄物輸送	<輸送手段> 2 トントラック
	(店舗等→処理施設)	<積 載 率> 58%
廃棄・リサイクル段階	廃棄物輸送	<輸送手段> 2 トントラック
	(ごみ集積所→処理施設)	<積 載 率> 58%

## 【CFP-PCR 変更履歴】

CFP-PCR 番号	公表日	内容
PA-DC-01	2012年9月26日	認定
	2017年9月26日	更新